

地域力を生かした大田区まちづくり条例（平成22年条例第44号）新旧対照表

新	旧
○地域力を生かした大田区まちづくり 条例	○地域力を生かした大田区まちづくり 条例
平成22年12月13日 条例第44号	平成22年12月13日 条例第44号
目次	目次
前文	前文
第1章 総則（第1条—第7条）	第1章 総則（第1条—第7条）
第2章 地域力を生かしたまちづくり	第2章 地域力を生かしたまちづくり
第1節 地区まちづくり支援事業（第8 条—第15条）	第1節 地区まちづくり支援事業（第8 条—第15条）
第2節 地区計画等の都市計画の決定 （第16条—第18条）	第2節 地区計画等の都市計画の決定 （第16条—第18条）
第3節 建築協定（第19条）	第3節 建築協定（第19条）
第3章 建築物等に係る開発調整	第3章 建築物等に係る開発調整
第1節 開発事業の基準（第20条—第29 条の3）	第1節 開発事業の基準（第20条—第29 条の3）
第2節 住宅宅地開発事業（第30条）	第2節 住宅宅地開発事業（第30条）
第3節 集団住宅建設事業（第31条—第 33条）	第3節 集団住宅建設事業（第31条—第 33条）
第4節 周辺環境に対する配慮（第34条 — <u>第41条の2</u> ）	第4節 周辺環境に対する配慮（第34条 — <u>第41条</u> ）
第4章 葬祭場等の設置に係る調整（第42 条—第56条）	第4章 葬祭場等の設置に係る調整（第42 条—第56条）
第5章 墓地に係る開発調整（第57条—第 59条）	第5章 墓地に係る開発調整（第57条—第 59条）
第6章 自然環境に対する配慮	第6章 自然環境に対する配慮
第1節 事業を行う者の責務（第60条— 第63条）	第1節 事業を行う者の責務（第60条— 第63条）
第2節 再生可能エネルギー設備に係る 建築士の説明義務（第63条の2）	第2節 再生可能エネルギー設備に係る 建築士の説明義務（第63条の2）
第7章 雑則（第64条）	第7章 雑則（第64条）
第8章 罰則（第65条・第66条）	第8章 罰則（第65条・第66条）
付則	付則
大田区は、台地部を中心とする良好な住環 境、臨海部や多摩川に代表される水辺環境、 世界に開かれた国際空港、長年にわたって培 われてきた歴史と文化、世界最先端の技術力 を有する工業や区民生活を支える商業の集 積など、多彩な地域特性を有するまちであ	大田区は、台地部を中心とする良好な住環 境、臨海部や多摩川に代表される水辺環境、 世界に開かれた国際空港、長年にわたって培 われてきた歴史と文化、世界最先端の技術力 を有する工業や区民生活を支える商業の集 積など、多彩な地域特性を有するまちであ

新	旧
<p>る。</p> <p>まちづくりとは、こうした地域特性を踏まえて、区民、事業者及び大田区が互いに連携してまちの魅力を維持し、向上させることであり、共に手を携えて、将来にわたり区民が快適に暮らせる生活環境を整備していかなければならない。</p> <p>これを実現するためには、大田区が、まちづくり分野の計画や事業を区民や事業者と協働して進め、継続的にまちづくりに取り組むことができる制度を確立するとともに、区民や事業者が主体となって地域で生じる様々なまちづくりの課題の解決に向けた協議の場を設けるなど、区民一人一人の参加によるまちづくりを進めていく必要がある。</p> <p>そこで、<u>心豊かな生活と機能的な都市づくり</u>が両立したまちを目指し、地域力を生かしたまちづくりを進めるため、この条例を制定する。</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>(まちづくりの基本理念)</p> <p>第3条 区民、事業者及び区は、<u>未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち、文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち、豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち及び安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち並びにSDGsに掲げる持続可能なまちの実現に向け、組織や世代を超えて連携・協働して地域のまちづくりに取り組むことをまちづくりの基本理念（以下「基本理念」という。）とする。</u></p> <p>(区民の責務)</p> <p>第4条 区民は、まちづくりの主体としての役割を自覚し、<u>地域のつながりを強化することにより、</u>基本理念が目指すまちづくりに寄与するよう努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、<u>区民と共に地域のつなが</u></p>	<p>る。</p> <p>まちづくりとは、こうした地域特性を踏まえて、区民、事業者及び大田区が互いに連携してまちの魅力を維持し、向上させることであり、共に手を携えて、将来にわたり区民が快適に暮らせる生活環境を整備していかなければならない。</p> <p>これを実現するためには、大田区が、まちづくり分野の計画や事業を区民や事業者と協働して進め、継続的にまちづくりに取り組むことができる制度を確立するとともに、区民や事業者が主体となって地域で生じる様々なまちづくりの課題の解決に向けた協議の場を設けるなど、区民一人一人の参加によるまちづくりを進めていく必要がある。</p> <p>そこで、<u>良好な環境と活力あふれる経済活動</u>が両立したまちを目指し、地域力を生かしたまちづくりを進めるため、この条例を制定する。</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>(まちづくりの基本理念)</p> <p>第3条 区民、事業者及び区は、<u>生活の拠点として誰もが安心して暮らせるまち、災害に強いまち、活力あふれる経済活動や多彩な交流が生まれる豊かなまち、地域を構成する様々な人々が共に支え合う優しさが広がるまち、地域の歴史と文化を継承するまち、水や緑などの自然環境を大切にするまちの実現に向けて互いに連携し、協働して地域のまちづくりに取り組むことをまちづくりの基本理念（以下「基本理念」という。）とする。</u></p> <p>(区民の責務)</p> <p>第4条 区民は、まちづくりの主体としての役割を自覚し、<u>災害に強いまちづくり、水や緑などの自然環境を大切にするまちづくりを推進するなど</u>基本理念が目指すまちづくりに寄与するよう努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、基本理念が目指すまちづ</p>

新	旧
<p><u>りの強化に努めるとともに、柔軟で利便性の高いまちづくりを進めることにより、基本理念が目指すまちづくりに寄与するよう努めなければならない。</u></p> <p>2 事業者は、住宅宅地開発事業、集団住宅建設事業、一定規模建設事業及び墓地開発事業を行うときは、良好な環境を確保し、周辺の区民の理解と協力を得られるよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(区の責務)</p> <p>第6条 区は、基本理念に掲げるまちの実現に向けて、必要な施策を行わなければならない。</p> <p>2 区は、区民のまちづくりへの参画の機会を広げるとともに、区民によるまちづくり活動を支援しなければならない。</p> <p>3 区は、事業者が前条第2項に規定する事業を行うときは、当該事業者に適切な指導及び助言を行わなければならない。</p> <p>4 区は、<u>基本理念に基づき</u>まちづくりを推進するに当たり、区民及び事業者の理解及び協力を得なければならない。</p> <p>(まちづくりの基本)</p> <p>第7条 区民、事業者及び区は、<u>大田区基本構想及び大田区基本計画のほか、区のもちづくりに関する方針やルール等について、</u>まちづくりの基本(以下「まちづくりの基本」という。)として遵守しなければならない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>くりに寄与するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、住宅宅地開発事業、集団住宅建設事業、一定規模建設事業及び墓地開発事業を行うときは、良好な環境を確保し、周辺の区民の理解と協力を得られるよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>3 事業者は、区民と共に災害に強いまちづくりの推進に努めるとともに、区が実施する災害に強いまちづくりに関する施策に協力しなければならない。</u></p> <p><u>4 事業者は、区民と共に水や緑などの自然環境を大切にすまちづくりの推進に努めるとともに、区が実施する水や緑などの自然環境を大切にすまちづくりに関する施策に協力しなければならない。</u></p> <p>(区の責務)</p> <p>第6条 区は、基本理念に掲げるまちの実現に向けて、必要な施策を行わなければならない。</p> <p>2 区は、区民のまちづくりへの参画の機会を広げるとともに、区民によるまちづくり活動を支援しなければならない。</p> <p>3 区は、事業者が前条第2項に規定する事業を行うときは、当該事業者に適切な指導及び助言を行わなければならない。</p> <p>4 区は、<u>災害に強いまちづくり、水や緑などの自然環境を大切にす</u>まちづくりを推進するに当たり、区民及び事業者の理解及び協力を得なければならない。</p> <p>(まちづくりの基本)</p> <p>第7条 区民、事業者及び区は、<u>次に掲げる区の計画等を</u>まちづくりの基本(以下「まちづくりの基本」という。)として遵守しなければならない。</p> <p><u>(1) 大田区基本構想</u></p> <p><u>(2) 大田区基本計画</u></p> <p><u>(3) 大田区都市計画マスタープラン</u></p> <p><u>(4) 大田区地域防災計画</u></p>

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p>第2章 地域力を生かしたまちづくり 第8条から第19条まで (略)</p> <p>第3章 建築物等に係る開発調整 第20条から第39条まで (略) (工業地域等への配慮)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 前項の開発事業者は、当該事業の建築物に<u>居住しようとする者等</u>に対し、当該建築物が工業地域等にあること等について事前に説明を行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(商店街への配慮)</u></p> <p><u>第39条の2 区長が指定する商店街において</u><u>集団住宅建設事業及び一定規模建設事業を行う開発事業者は、商業集積の持続的発展に配慮し、区長の指示に従い、当該商店街に存する商店会に対し、当該事業の計画について事前に説明を行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の開発事業者は、当該事業の建築物に居住しようとする者等に対し、当該建築物が商店街にあること等について事前に説明を行うものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の開発事業者は、当該事業の建築物に店舗等(物品販売業を営む店舗、飲食店、サービス業を営む店舗、金融機関の本店又は支店、営業所、遊技場その他これらに類するものをいう。)を付置することについて区長と事前に協議を行わなければならない。</u></p> <p>第40条 (略) (地域コミュニティの形成)</p> <p>第41条 開発事業者及び開発事業の建築物を管理する者は、<u>地域コミュニティの形成に寄与するため、次に掲げる事項を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 開発事業の建築物の居住者による</u></p>	<p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、区のまちづくりに関する地域別構想、課題別計画等</u></p> <p>第2章 地域力を生かしたまちづくり</p> <p>第3章 建築物等に係る開発調整 第20条から第39条まで (略) (工業地域等への配慮)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 前項の開発事業者は、当該事業の建築物の<u>入居者</u>に対し、当該建築物が工業地域等にあること等について事前に説明を行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第40条 (略) (地域コミュニティの形成)</p> <p>第41条 開発事業者及び開発事業の建築物を管理する者は、<u>建築物の居住者による自治会等の設立を当該居住者に促すとともに、地域の自治会又は町会への加入を誘導するなど、地域コミュニティの形成に寄与するものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>自治会等の設立を当該居住者に促すこと。</u></p> <p><u>(2) 開発事業の建築物の居住者に対する事業区域の自治会等への加入誘導に努めること。</u></p> <p><u>(3) 事業区域の自治会等に対し、当該事業の計画について事前に説明すること。</u></p> <p><u>(4) 事業区域の自治会等が行う活動等に協力するよう努めること。</u></p> <p><u>(地域の高台緊急避難施設)</u></p> <p><u>第41条の2 集団住宅建設事業又は一定規模建設事業を行う者は、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第3項に規定する浸水した場合に想定される水深に相当する階（以下「浸水階」という。）より上層階に高台緊急避難施設を確保するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 建築物を管理する者は、浸水階より上層階に高台緊急避難施設を確保するよう努めなければならない。</u></p> <p>第4章 葬祭場等の設置に係る調整 第42条から第56条まで （略）</p> <p>第5章 墓地に係る開発調整 第57条から第59条まで （略）</p> <p>第6章 自然環境に対する配慮 第60条から第63条の2まで （略）</p> <p>第7章 雑則 第64条 （略）</p> <p>第8章 罰則 第65条及び第66条 （略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和8年7月1日から施行する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 葬祭場等の設置に係る調整 第42条から第56条まで （略）</p> <p>第5章 墓地に係る開発調整 第57条から第59条まで （略）</p> <p>第6章 自然環境に対する配慮 第60条から第63条の2まで （略）</p> <p>第7章 雑則 第64条 （略）</p> <p>第8章 罰則 第65条及び第66条 （略）</p>